

## みなとモデル二酸化炭素固定認証制度 認証書発行までのQ&A

- Q1. この制度と建築確認との関係は。
- A. 本制度は建築確認とはリンクしていないため、本制度の手続きが完了していなくても着工を妨げるものではありませんが、建築物への木材使用の確実性を高めるため、着工前に国産木材使用計画書を提出してください。
- Q2. 国産木材使用計画書に添付する建築確認申請書は、確認済みのものを提出しなければならないか。
- A. 本制度は建築確認とはリンクしていません。あくまで建築概要を確認することが目的のため、確認申請前の場合には申請時に提出予定のもので構いません。
- Q3. 国産木材使用計画書(要綱第1号様式)に記載する特定建築主は、社の代表者でなければならないか。
- A. 当該プロジェクトの代表者(建築確認申請の提出者)で構いません。
- Q4. 国産木材使用計画書(要綱第1号様式)に記載する延床面積は、駐輪場や共同廊下の床面積を除いて記載してもよいか。
- A. 容積率算定上の延べ面積ではないため、除外できません。建築物全体の延べ面積を記載してください。
- Q5. 施工者がまだ決まっていない場合、国産木材使用計画書(要綱第1号様式)への連絡先の記載はどのようにすればよいか。
- A. 未記入で構いません。決まり次第、別紙に施工者名、担当者名、電話番号を記載し提出してください。
- Q6. 使用する樹種が決まっていない場合、「国産木材使用予定数量調書」の使用樹種欄はどのように記載すればよいか。
- A. 「未定」と記入してください。
- Q7. 「国産木材使用予定数量調書」、「国産木材使用完了数量調書」にはいくつかの表があるが、どの表に記入すればよいか。
- A. 記入例を参考に、部材の使い方により面積で算出した方が適切なものは1-1.木材使用[面積]、1-2.混合製品[面積]の表に記載してください。長さ、本数などで算出した方が適切なものは2-1.木材使用[棒状]の表に記載してください。家具やオブジェなどは3.木材使用[その他(家具等)]の表に記載してください。
- Q8. 施工面積はどのように測ればよいか。
- A. 実際に施工する面積で計算してください。  
(例1:フローリング)壁芯ではなく内寸で計算  
(例2:デッキ)目地分を除いて計算
- Q9. 「国産木材使用予定数量調書」、「国産木材使用完了数量調書」に参考資料a(部材別数量内訳表)があるが、この表はどのように使うのか。
- A. 同一部材の使用数量の内訳をこの表で算出、集計し、「国産木材使用予定数量調書」、「国産木材使用完了数量調書」の項目数を少なくなるようにしてください。  
又、この表のNoと「国産木材使用予定数量調書」、「国産木材使用完了数量調書」の通しNoを対応させてください。
- Q10. MDFやパーティクルボードなどの混合製品を使用する場合、木材使用量はどのように計算すればよいか。

A. メーカーに直接確認して下さい。(本制度の登録製品であれば、ホームページ上に当該製品1㎡あたりの木材使用量及び二酸化炭素固定量が掲載されていますが、材料調達状況により変動しますので、あくまで参考としてご覧ください。)

Q11. 建具や壁装材を使用する場合、展開図の提出が必要か。

A. 事務局で木材使用量を検算するため、提出してください。

Q12. 矩計図はどこを出せばいいか。

A. 木材を使用している箇所の断面を含めて提出してください。

Q13. 工程表は、木材使用部位の工程表でよいか。

A. 工事全体の工程表を提出してください。

Q14. 国産木材使用計画書の審査にはどれくらいかかるのか。

A. 通常は、1週間から10日程度で副本を返却します。ただし、書類に不備がある場合はこの限りではありません。

Q15. 書類の修正により訂正印が必要な場合、特定建築主の印でなくてはならないか。

A. 担当設計者など、直接みなとモデル事務局と計画書・完了届出書のやり取りをしている方の印で構いません。

Q16. 国産木材使用計画書を提出以降、木材の使用に関して変更があった場合、変更届を出す必要があるか。

A. 本制度では変更に関する手続きの規定はありません。原則、国産木材使用完了届出書の提出時に、変更後の内容(実際に使用した木材について)で提出してください。ただし、大幅な変更の場合、木材使用量の基準を満たす内容かを確認させていただくことがありますので、事務局にご連絡ください。

Q17. 中間検査はいつごろから行われるのか。

A. 木材を施工する時期に実施します。特に下地(しゅん工後に目視確認できない部位)に使用する場合、その施工状況が確認できる段階で行いますので、工事の進捗状況に応じて適切な時期にみなとモデル事務局に予約の連絡をしてください。

Q18. 完了検査はいつごろ行われるのか。

A. 国産木材使用完了届出書の審査後に実施します。完了届出書の提出時に、あらかじめ完了検査の日時についてみなとモデル事務局と調整してください。

Q19. 認証書はいつごろ発行されるのか。

A. 完了届出書の審査、現地の完了検査が終了し、木材使用量・二酸化炭素固定量が確定したあとに発行します。